

市県民税・所得税 申告の受け付けが始まります

2月16日(火)～3月15日(火)
受付時間：午前8時30分～11時
午後1時～4時

問い合わせ
課税課 ☎0287(62)7121
総務福祉課 ☎0287(32)2910
総務税務課 ☎0287(37)5101
大田原税務署 ☎0287(22)3115

申告をスムーズに行うために、皆さんの協力をお願いします

- 有畜農家や農業所得者は、個別に通知した日時に申告してください
- その他の人は、なるべく日程表に定められた日に申告してください
- 申告会場は大変混雑します。混雑状況により長時間待ったり、午前中に来庁しても午後の受け付けになる場合があります
- 所得の種類や申告の内容により、受け付けの順番が前後することがあります
- 営業、農業、不動産所得の申告をする人は、必ず帳簿を整理し、収支内容をまとめてから来てください
- 医療費控除を受ける人は、必ず領収書を「個人ごと」、「病院ごと」に計算してから来てください
- 必要な書類がそろっていない場合や事前の準備が不十分な場合（帳簿が整理されていない、医療費の計算がされていないなど）は、申告の受け付けができません

申告が必要な人

- (1)平成27年中に事業収入（営業・農業）、不動産収入（地代・家賃など）があった人
- (2)給与収入があり、次に該当する人
- 給与と退職金以外の収入（金額は問いません）があった人
- 2カ所以上から給与を受けていて、年末調整に含まれない給与収入がある人
- 年末調整をしていない人
- 平成27年中に会社などを退職した人
- (3)公共事業に伴う土地・建物の譲渡収入があった人
- (4)上場株式特定口座での株式の譲渡があり、売却損失の損益通算や繰越控除する人
- (5)その他の収入があった人
- (6)平成27年中に収入はないが次に該当する人
- 20歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主、65歳以上の介護保険加入者
- 所得証明書や非課税証明書が必要な人
- 年金や児童手当に関する申請をする人
- (7)収入が遺族年金、障害者年金のみで(6)に該当する人

申告が不要な人

- (1)収入が年末調整をした給与のみの人
- (2)収入が公的年金のみで、その金額が次に該当する人
- 65歳未満の人：98万円以下
- 65歳以上の人：148万円以下
- ※年齢は平成27年12月31日現在。
- (1)平成28年1月1日に本市に住所がない人
- (2)青色申告をする人
- (3)雑損控除（東日本大震災など）の申告をする人
- (4)増改築やリフォームで住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
- (5)公共事業以外の土地・建物の譲渡所得がある人
- (6)先物取引、未公開株の譲渡所得がある人
- (7)山林所得、総合譲渡所得がある人
- (8)平成27年分より前の年分の申告をする人

税務署で申告する人（市役所では受け付けできません）

- (1)平成28年1月1日に本市に住所がない人
- (2)青色申告をする人
- (3)雑損控除（東日本大震災など）の申告をする人
- (4)増改築やリフォームで住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
- (5)公共事業以外の土地・建物の譲渡所得がある人
- (6)先物取引、未公開株の譲渡所得がある人
- (7)山林所得、総合譲渡所得がある人
- (8)平成27年分より前の年分の申告をする人

西那須野地区			塩原地区				
会場：西100会議室			会場：ハロープラザ第2・3会議室 2月16日(火)～26日(金) 会場：西大会議室(第1～3会議室) 3月7日(月)～15日(火)				
月日	対象地区		月日	会場	対象地区		
2月	16 火	一区町	2月	ハロープラザ	上大貫、下大貫		
	17 水	二区町			下田野、遅野沢、曇沼		
	18 木	三区町			宇都野、高阿津		
	19 金	四区町、千本松			金沢、折戸		
	22 月	上赤田、北赤田、東赤田、南赤田、西赤田			上横林、横林、接骨木		
	23 火	太夫塚1丁目～6丁目			関谷	旭町、上町、日の出	
	24 水	南郷屋1丁目～5丁目、		元町、京町、上の内			
	25 木	新南、睦、高柳、西富山					
	26 金	西三島1丁目～7丁目		29 月	申告の受け付けをしていませんので、黒磯地区・西那須野地区の会場に来てください		
29 月	三島1丁目～5丁目						
3月	1 火	東三島1丁目～6丁目	3月			塩原支所	塩原、湯本塩原
	2 水	井口、西遅沢、東遅沢、関根、東関根					中塩原、上塩原
	3 木	槻沢、石林		指定日に来られなかった人			
	4 金	下永田1丁目～4丁目					
	7 月	下永田5丁目～8丁目					
	8 火	緑1丁目、緑2丁目					
	9 水	二つ室、北二つ室					
	10 木	永田町、扇町、あたご町、西栄町、東町					
11 金	西大和、西原町、五軒町						
14 月	南町、西幸町、西朝日町						
15 火	指定日に来られなかった人						

※指定された日に都合がつかない場合は、他の日でも申告できます。

黒磯地区			
会場：西大会議室(201・202会議室)			
月日	対象地区		
2月	16 火	鍋掛地区	越堀、寺子、鍋掛、野間
	17 水		
	18 木	東那須野地区	大原間、東小屋、山中新田、上大塚新田、佐野、三本木、木曾畑中、沼野田和、下中野、島方、上中野、笹沼、北和田、波立、中内、鹿野崎、無栗屋、上郷屋、唐杉、塩野崎、北弥六、前弥六、沓掛、塩野崎新田、大原間西一丁目・二丁目、方京一丁目～三丁目、前弥六南町、沓掛一丁目～三丁目
	19 金		
	22 月		
	23 火		
	24 水	高林地区	高林、箕輪、洞島、箭坪、木綿畑、湯宮、嶋内、百村、油井、亀山、細竹、西岩崎、板室、戸田、青木
	25 木		
	26 金	黒磯地区	本郷町、新朝日、宮町、本町、黒磯幸町、錦町、住吉町、豊町、中央町、高砂町、弥生町、橋本町、桜町、材木町、大黒町、若葉町、東大和町、末広町
29 月			
1 火			
2 水			
3 木	共墾社一丁目、共墾社、下厚崎、上厚崎、埼玉、渡辺、豊浦中町、豊浦町、清住町、新緑町、松浦町、豊浦南町、春日町		
4 金			
7 月			
8 火			
9 水	鳥野目、小結、東原、阿波町、新町、西新町、豊住町、並木町、若草町、豊浦北町、美原町、北栄町		
10 木			
11 金			
14 月	東栄一丁目・二丁目、黒磯、豊浦、安藤町、原町、東豊浦		
15 火			

※指定された日に都合がつかない場合は、他の日でも申告できます。

申告は指定会場で

確定申告期間中は、**課税課**や各支所の窓口で申告の受け付けはできません。必ず指定会場で申告してください。



確定申告書の作成が 自宅で簡単に！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると簡単に確定申告書が作成できます。

▶書面で提出する場合
作成した申告書を印刷して大田原税務署へ直接提出してください。(郵送可)

▶e-Tax（電子申告）でデータ送信する場合
作成した申告書をe-Taxにより大田原税務署へ送信してください。

※e-Taxを利用するには、電子証明書の取得、ICカードリーダーライター（読み取り機）が必要です。